

令和4年和泉市議会第4回定例会議案書（条例案）目次

種別及び番号	件名	摘要
議案第74号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P. 2
議案第75号	地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	P. 21
議案第76号	和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について	P. 66
議案第77号	和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例制定について	P. 76
議案第78号	和泉市ふるさと元気寄附条例の一部を改正する等の条例制定について	P. 88
議案第79号	公職選挙法施行令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	P. 91
議案第82号	和泉市産業振興プラザ条例の一部を改正する条例制定について	P. 97
議案第86号	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について（低炭素建築物等関係）	P. 103
議案第90号	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について（犬の登録関係）	P. 108

議案第 74 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

人事院勧告及び府内の動向等の本市を取り巻く社会経済情勢に鑑み、本市の一般職の職員、市議会議員及び特別職の職員に支給する給与等について所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（和泉市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（勤勉手当） 第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員、任期付職員又は臨時的任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下次号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>（勤勉手当） 第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員、任期付職員又は臨時的任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下次号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p>

新	旧
<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員、任期付職員又は臨時的任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日 現在において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額 に、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支 給する場合においては100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3、4 略</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員、任期付職員又は臨時的任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日 現在において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額 に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3、4 略</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の 等級	1等級	職務の 等級	2等級	職務の 等級	3等級	職務の 等級	4等級	職務の 等級	5等級	職務の 等級	6等級	職務の 等級	7等級	職務の 等級	8等級
号給	給料月額														
	円		円		円		円		円		円		円		円
1	150,100	1	198,500	1	234,400	1	266,000	1	290,700	1	319,200	1	362,900	1	408,100
2	151,200	2	200,300	2	236,000	2	267,700	2	292,900	2	321,400	2	365,500	2	410,500
3	152,400	3	202,100	3	237,500	3	269,200	3	295,000	3	323,700	3	367,900	3	413,000
4	153,500	4	203,900	4	239,000	4	271,000	4	297,000	4	325,900	4	370,500	4	415,400
5	154,600	5	205,400	5	240,300	5	272,700	5	298,800	5	328,100	5	372,400	5	417,300
6	155,700	6	207,200	6	241,900	6	274,500	6	300,800	6	330,100	6	374,900	6	419,600
7	156,800	7	209,000	7	243,400	7	276,300	7	302,600	7	332,300	7	377,200	7	421,700

8	157,900	8	210,800	8	244,900	8	278,300	8	304,200	8	334,500	8	379,700	8	423,900
9	158,900	9	212,400	9	246,000	9	280,200	9	306,100	9	336,400	9	382,100	9	425,900
10	160,300	10	214,200	10	247,500	10	282,200	10	308,400	10	338,600	10	384,800	10	428,000
11	161,600	11	216,000	11	249,000	11	284,100	11	310,600	11	340,600	11	387,400	11	430,100
12	162,900	12	217,800	12	250,300	12	286,000	12	312,900	12	342,800	12	390,100	12	432,200
13	164,100	13	219,200	13	251,800	13	287,900	13	315,000	13	344,600	13	392,500	13	433,900
14	165,600	14	221,000	14	253,000	14	289,700	14	317,100	14	346,600	14	394,800	14	435,700
15	167,100	15	222,700	15	254,300	15	291,200	15	319,300	15	348,600	15	397,000	15	437,700
16	168,700	16	224,500	16	255,500	16	292,600	16	321,400	16	350,600	16	399,400	16	439,700
17	169,800	17	226,100	17	256,800	17	294,400	17	323,300	17	352,300	17	401,200	17	441,600
18	171,200	18	227,800	18	258,200	18	296,400	18	325,300	18	354,300	18	403,200	18	443,400
19	172,600	19	229,400	19	259,600	19	298,500	19	327,300	19	356,100	19	405,100	19	445,200
20	174,000	20	230,900	20	261,100	20	300,500	20	329,300	20	358,000	20	406,900	20	446,900
21	175,300	21	232,200	21	262,700	21	302,400	21	331,000	21	359,900	21	408,800	21	448,700
22	177,800	22	233,800	22	264,400	22	304,500	22	333,100	22	361,800	22	410,600	22	450,200
23	180,300	23	235,400	23	266,000	23	306,500	23	335,100	23	363,800	23	412,400	23	451,600
24	182,800	24	236,900	24	267,600	24	308,600	24	337,200	24	365,700	24	414,300	24	453,100
25	185,200	25	237,900	25	269,400	25	310,300	25	338,600	25	367,700	25	416,100	25	454,500
26	186,900	26	239,400	26	271,200	26	312,400	26	340,500	26	369,600	26	417,600	26	455,800
27	188,500	27	240,700	27	272,900	27	314,400	27	342,400	27	371,600	27	419,100	27	457,100
28	190,200	28	241,900	28	274,600	28	316,400	28	344,300	28	373,600	28	420,700	28	458,300

29	191,700	29	243,100	29	276,200	29	318,100	29	345,900	29	375,100	29	422,300	29	459,300
30	193,400	30	244,100	30	277,900	30	320,100	30	347,800	30	376,900	30	423,600	30	460,000
31	195,200	31	245,100	31	279,700	31	322,200	31	349,700	31	378,700	31	424,900	31	460,800
32	196,900	32	246,100	32	281,200	32	324,300	32	351,500	32	380,300	32	426,100	32	461,500
33	198,500	33	247,200	33	282,400	33	325,500	33	353,400	33	382,100	33	427,300	33	462,200
34	199,900	34	248,100	34	284,100	34	327,500	34	355,200	34	383,500	34	428,600	34	463,000
35	201,400	35	249,000	35	285,700	35	329,400	35	357,000	35	385,000	35	429,900	35	463,700
36	202,900	36	250,000	36	287,400	36	331,500	36	358,700	36	386,600	36	431,100	36	464,300
37	204,200	37	250,900	37	289,000	37	333,400	37	360,100	37	388,000	37	432,300	37	464,800
38	205,500	38	252,200	38	290,700	38	335,300	38	361,400	38	389,200	38	433,100	38	465,400
39	206,700	39	253,400	39	292,500	39	337,300	39	362,800	39	390,400	39	433,900	39	466,000
40	208,000	40	254,700	40	294,300	40	339,200	40	364,200	40	391,500	40	434,700	40	466,600
41	209,300	41	256,000	41	295,800	41	341,100	41	365,500	41	392,600	41	435,300	41	467,100
42	210,600	42	257,400	42	297,500	42	343,000	42	366,400	42	393,800	42	436,000	42	467,600
43	211,900	43	258,600	43	299,000	43	344,800	43	367,500	43	395,000	43	436,700	43	468,000
44	213,200	44	259,800	44	300,600	44	346,700	44	368,600	44	396,100	44	437,400	44	468,300
45	214,300	45	260,900	45	302,200	45	348,200	45	369,400	45	396,800	45	438,200	45	468,600
46	215,600	46	262,100	46	303,900	46	349,600	46	370,300	46	397,500	46	439,000		
47	216,900	47	263,400	47	305,500	47	351,100	47	371,200	47	398,200	47	439,400		
48	218,200	48	264,500	48	307,200	48	352,600	48	372,100	48	398,900	48	440,100		
49	219,200	49	265,600	49	308,100	49	354,200	49	373,000	49	399,500	49	440,600		

50	220,300	50	266,600	50	309,600	50	355,000	50	373,800	50	400,100	50	441,000
51	221,300	51	267,800	51	311,100	51	356,200	51	374,600	51	400,600	51	441,400
52	222,300	52	268,900	52	312,700	52	357,200	52	375,400	52	401,000	52	441,800
53	223,300	53	269,900	53	314,300	53	358,100	53	376,100	53	401,400	53	442,200
54	224,200	54	270,900	54	315,900	54	359,200	54	376,800	54	401,700	54	442,600
55	225,100	55	272,000	55	317,500	55	360,100	55	377,500	55	402,000	55	443,000
56	226,000	56	273,100	56	319,000	56	361,200	56	378,200	56	402,300	56	443,300
57	226,300	57	274,000	57	320,500	57	362,100	57	378,700	57	402,600	57	443,600
58	227,100	58	275,000	58	321,700	58	362,800	58	379,300	58	402,900	58	444,000
59	227,800	59	275,900	59	322,900	59	363,500	59	379,900	59	403,200	59	444,300
60	228,500	60	277,000	60	324,100	60	364,200	60	380,600	60	403,500	60	444,600
61	229,200	61	278,100	61	324,800	61	364,600	61	381,000	61	403,800	61	444,900
62	230,000	62	279,100	62	325,700	62	365,200	62	381,700	62	404,100		
63	230,700	63	280,000	63	326,500	63	365,900	63	382,300	63	404,400		
64	231,300	64	281,000	64	327,300	64	366,600	64	382,900	64	404,700		
65	231,900	65	281,500	65	328,200	65	366,900	65	383,300	65	405,000		
66	232,500	66	282,400	66	328,600	66	367,600	66	383,900	66	405,300		
67	233,100	67	283,100	67	329,300	67	368,300	67	384,500	67	405,600		
68	233,800	68	284,000	68	330,100	68	369,000	68	385,100	68	405,900		
69	234,500	69	285,000	69	330,900	69	369,300	69	385,500	69	406,100		
70	235,100	70	285,800	70	331,600	70	369,900	70	386,000	70	406,400		

71	235,600	71	286,600	71	332,300	71	370,600	71	386,500	71	406,700				
72	236,300	72	287,400	72	333,000	72	371,200	72	387,100	72	407,000				
73	237,000	73	288,200	73	333,500	73	371,500	73	387,400	73	407,200				
74	237,600	74	288,700	74	334,100	74	372,100	74	387,800	74	407,500				
75	238,200	75	289,100	75	334,600	75	372,800	75	388,200	75	407,800				
76	238,700	76	289,600	76	335,200	76	373,400	76	388,600	76	408,000				
77	239,300	77	289,800	77	335,500	77	373,800	77	388,900	77	408,200				
78	240,000	78	290,100	78	336,000	78	374,300	78	389,200	78	408,500				
79	240,700	79	290,300	79	336,400	79	374,900	79	389,500	79	408,800				
80	241,200	80	290,700	80	336,900	80	375,400	80	389,800	80	409,000				
81	241,700	81	290,900	81	337,300	81	375,900	81	390,000	81	409,200				
82	242,300	82	291,100	82	337,800	82	376,500	82	390,300	82	409,500				
83	242,900	83	291,500	83	338,300	83	377,000	83	390,600	83	409,800				
84	243,400	84	291,800	84	338,800	84	377,300	84	390,800	84	410,000				
85	243,900	85	292,100	85	339,100	85	377,700	85	391,000	85	410,200				
86	244,500	86	292,400	86	339,500	86	378,200	86	391,300						
87	245,100	87	292,700	87	340,000	87	378,600	87	391,600						
88	245,600	88	293,100	88	340,400	88	379,000	88	391,800						
89	246,100	89	293,400	89	340,700	89	379,400	89	392,000						
90	246,600	90	293,800	90	341,100	90	379,900	90	392,300						
91	246,900	91	294,100	91	341,600	91	380,300	91	392,600						

		113	300,800	113	350,000														
		114	301,000																
		115	301,300																
		116	301,700																
		117	301,900																
		118	302,100																
		119	302,400																
		120	302,700																
		121	303,100																
		122	303,300																
		123	303,600																
		124	303,900																
		125	304,200																

第2条 和泉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。</p>

新	旧
<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員、任期付職員又は臨時的任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下次号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員、任期付職員又は臨時的任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3、4 略</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員、任期付職員又は臨時的任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下次号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員、任期付職員又は臨時的任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3、4 略</p>

(和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
第5条 略	第5条 略

新	旧
<p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満限又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4)略</p>	<p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満限又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1)～(4)略</p>

第4条 和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する</p>

新	旧
<p>者にあつては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満限又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4)略</p>	<p>者にあつては、任期満限、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満限の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満限又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4)略</p>

(和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 和泉市特別職の職員の給与に関する条例(平成7年和泉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 特別職の職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 特別職の職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日</p>

新	旧
<p>(以下これらの日を「基準日」という。) 現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者においては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、和泉市職員の給与に関する条例第25条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(以下これらの日を「基準日」という。) 現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者においては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、和泉市職員の給与に関する条例第25条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

第6条 和泉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 特別職の職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。) 現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者においては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 特別職の職員の期末手当の額は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。) 現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者においては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の215、12月に支</p>

新	旧
<p>間におけるその者の在職期間の区分に応じて、和泉市職員の給与に関する条例第25条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>給する場合においては100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、和泉市職員の給与に関する条例第25条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の和泉市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び第5条の規定による改正後の和泉市特別職の職員の給与に関する条例(次条においてこれらを「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の和泉市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は第5条の規定による改正前の和泉市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいてこの条例の公布の日の前日までに支給された給与等は、それぞれ改正後の条例の規定による給与等の内払とみなす。

(令和4年4月1日前の異動者の号給等の調整)

第3条 令和4年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の等級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

第4条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第 7 4 号参考資料

別表第1 行政職給料表

(単位:百円)

号給	1等級			2等級			3等級			4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差
1	1,501	1,461	40	1,985	1,955	30	2,344	2,315	29	2,660	2,642	18	2,907	2,897	10	3,192	3,192	0	3,629	3,629	0	4,081	4,081	0
2	1,512	1,472	40	2,003	1,973	30	2,360	2,331	29	2,677	2,660	17	2,929	2,919	10	3,214	3,214	0	3,655	3,655	0	4,105	4,105	0
3	1,524	1,484	40	2,021	1,991	30	2,375	2,346	29	2,692	2,678	14	2,950	2,940	10	3,237	3,237	0	3,679	3,679	0	4,130	4,130	0
4	1,535	1,495	40	2,039	2,009	30	2,390	2,362	28	2,710	2,699	11	2,970	2,960	10	3,259	3,259	0	3,705	3,705	0	4,154	4,154	0
5	1,546	1,506	40	2,054	2,024	30	2,403	2,376	27	2,727	2,716	11	2,988	2,979	9	3,281	3,281	0	3,724	3,724	0	4,173	4,173	0
6	1,557	1,517	40	2,072	2,042	30	2,419	2,393	26	2,745	2,734	11	3,008	3,000	8	3,301	3,301	0	3,749	3,749	0	4,196	4,196	0
7	1,568	1,528	40	2,090	2,060	30	2,434	2,408	26	2,763	2,752	11	3,026	3,022	4	3,323	3,323	0	3,772	3,772	0	4,217	4,217	0
8	1,579	1,539	40	2,108	2,078	30	2,449	2,424	25	2,783	2,772	11	3,042	3,042	0	3,345	3,345	0	3,797	3,797	0	4,239	4,239	0
9	1,589	1,549	40	2,124	2,094	30	2,460	2,435	25	2,802	2,792	10	3,061	3,061	0	3,364	3,364	0	3,821	3,821	0	4,259	4,259	0
10	1,603	1,563	40	2,142	2,112	30	2,475	2,450	25	2,822	2,812	10	3,084	3,084	0	3,386	3,386	0	3,848	3,848	0	4,280	4,280	0
11	1,616	1,576	40	2,160	2,130	30	2,490	2,466	24	2,841	2,831	10	3,106	3,106	0	3,406	3,406	0	3,874	3,874	0	4,301	4,301	0
12	1,629	1,589	40	2,178	2,148	30	2,503	2,479	24	2,860	2,850	10	3,129	3,129	0	3,428	3,428	0	3,901	3,901	0	4,322	4,322	0
13	1,641	1,601	40	2,192	2,162	30	2,518	2,494	24	2,879	2,870	9	3,150	3,150	0	3,446	3,446	0	3,925	3,925	0	4,339	4,339	0
14	1,656	1,616	40	2,210	2,180	30	2,530	2,508	22	2,897	2,889	8	3,171	3,171	0	3,466	3,466	0	3,948	3,948	0	4,357	4,357	0
15	1,671	1,631	40	2,227	2,197	30	2,543	2,521	22	2,912	2,908	4	3,193	3,193	0	3,486	3,486	0	3,970	3,970	0	4,377	4,377	0
16	1,687	1,647	40	2,245	2,215	30	2,555	2,535	20	2,926	2,926	0	3,214	3,214	0	3,506	3,506	0	3,994	3,994	0	4,397	4,397	0
17	1,698	1,659	39	2,261	2,232	29	2,568	2,550	18	2,944	2,944	0	3,233	3,233	0	3,523	3,523	0	4,012	4,012	0	4,416	4,416	0
18	1,712	1,674	38	2,278	2,249	29	2,582	2,565	17	2,964	2,964	0	3,253	3,253	0	3,543	3,543	0	4,032	4,032	0	4,434	4,434	0
19	1,726	1,689	37	2,294	2,265	29	2,596	2,582	14	2,985	2,985	0	3,273	3,273	0	3,561	3,561	0	4,051	4,051	0	4,452	4,452	0
20	1,740	1,704	36	2,309	2,281	28	2,611	2,600	11	3,005	3,005	0	3,293	3,293	0	3,580	3,580	0	4,069	4,069	0	4,469	4,469	0
21	1,753	1,717	36	2,322	2,295	27	2,627	2,616	11	3,024	3,024	0	3,310	3,310	0	3,599	3,599	0	4,088	4,088	0	4,487	4,487	0
22	1,778	1,744	34	2,338	2,312	26	2,644	2,633	11	3,045	3,045	0	3,331	3,331	0	3,618	3,618	0	4,106	4,106	0	4,502	4,502	0
23	1,803	1,770	33	2,354	2,328	26	2,660	2,649	11	3,065	3,065	0	3,351	3,351	0	3,638	3,638	0	4,124	4,124	0	4,516	4,516	0
24	1,828	1,796	32	2,369	2,344	25	2,676	2,665	11	3,086	3,086	0	3,372	3,372	0	3,657	3,657	0	4,143	4,143	0	4,531	4,531	0
25	1,852	1,822	30	2,379	2,354	25	2,694	2,684	10	3,103	3,103	0	3,386	3,386	0	3,677	3,677	0	4,161	4,161	0	4,545	4,545	0
26	1,869	1,839	30	2,394	2,369	25	2,712	2,702	10	3,124	3,124	0	3,405	3,405	0	3,696	3,696	0	4,176	4,176	0	4,558	4,558	0
27	1,885	1,855	30	2,407	2,383	24	2,729	2,719	10	3,144	3,144	0	3,424	3,424	0	3,716	3,716	0	4,191	4,191	0	4,571	4,571	0
28	1,902	1,872	30	2,419	2,395	24	2,746	2,736	10	3,164	3,164	0	3,443	3,443	0	3,736	3,736	0	4,207	4,207	0	4,583	4,583	0
29	1,917	1,887	30	2,431	2,407	24	2,762	2,753	9	3,181	3,181	0	3,459	3,459	0	3,751	3,751	0	4,223	4,223	0	4,593	4,593	0
30	1,934	1,904	30	2,441	2,419	22	2,779	2,770	9	3,201	3,201	0	3,478	3,478	0	3,769	3,769	0	4,236	4,236	0	4,600	4,600	0
31	1,952	1,922	30	2,451	2,429	22	2,797	2,788	9	3,222	3,222	0	3,497	3,497	0	3,787	3,787	0	4,249	4,249	0	4,608	4,608	0

号給	1等級			2等級			3等級			4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差	新	旧	差
32	1,969	1,939	30	2,461	2,441	20	2,812	2,803	9	3,243	3,243	0	3,515	3,515	0	3,803	3,803	0	4,261	4,261	0	4,615	4,615	0
33	1,985	1,955	30	2,472	2,454	18	2,824	2,818	6	3,255	3,255	0	3,534	3,534	0	3,821	3,821	0	4,273	4,273	0	4,622	4,622	0
34	1,999	1,969	30	2,481	2,464	17	2,841	2,837	4	3,275	3,275	0	3,552	3,552	0	3,835	3,835	0	4,286	4,286	0	4,630	4,630	0
35	2,014	1,984	30	2,490	2,476	14	2,857	2,855	2	3,294	3,294	0	3,570	3,570	0	3,850	3,850	0	4,299	4,299	0	4,637	4,637	0
36	2,029	1,999	30	2,500	2,489	11	2,874	2,874	0	3,315	3,315	0	3,587	3,587	0	3,866	3,866	0	4,311	4,311	0	4,643	4,643	0
37	2,042	2,012	30	2,509	2,498	11	2,890	2,890	0	3,334	3,334	0	3,601	3,601	0	3,880	3,880	0	4,323	4,323	0	4,648	4,648	0
38	2,055	2,025	30	2,522	2,511	11	2,907	2,907	0	3,353	3,353	0	3,614	3,614	0	3,892	3,892	0	4,331	4,331	0	4,654	4,654	0
39	2,067	2,037	30	2,534	2,523	11	2,925	2,925	0	3,373	3,373	0	3,628	3,628	0	3,904	3,904	0	4,339	4,339	0	4,660	4,660	0
40	2,080	2,050	30	2,547	2,536	11	2,943	2,943	0	3,392	3,392	0	3,642	3,642	0	3,915	3,915	0	4,347	4,347	0	4,666	4,666	0
41	2,093	2,063	30	2,560	2,550	10	2,958	2,958	0	3,411	3,411	0	3,655	3,655	0	3,926	3,926	0	4,353	4,353	0	4,671	4,671	0
42	2,106	2,076	30	2,574	2,564	10	2,975	2,975	0	3,430	3,430	0	3,664	3,664	0	3,938	3,938	0	4,360	4,360	0	4,676	4,676	0
43	2,119	2,089	30	2,586	2,576	10	2,990	2,990	0	3,448	3,448	0	3,675	3,675	0	3,950	3,950	0	4,367	4,367	0	4,680	4,680	0
44	2,132	2,102	30	2,598	2,588	10	3,006	3,006	0	3,467	3,467	0	3,686	3,686	0	3,961	3,961	0	4,374	4,374	0	4,683	4,683	0
45	2,143	2,113	30	2,609	2,600	9	3,022	3,022	0	3,482	3,482	0	3,694	3,694	0	3,968	3,968	0	4,382	4,382	0	4,686	4,686	0
46	2,156	2,126	30	2,621	2,612	9	3,039	3,039	0	3,496	3,496	0	3,703	3,703	0	3,975	3,975	0	4,390	4,390	0			
47	2,169	2,139	30	2,634	2,625	9	3,055	3,055	0	3,511	3,511	0	3,712	3,712	0	3,982	3,982	0	4,394	4,394	0			
48	2,182	2,152	30	2,645	2,636	9	3,072	3,072	0	3,526	3,526	0	3,721	3,721	0	3,989	3,989	0	4,401	4,401	0			
49	2,192	2,163	29	2,656	2,647	9	3,081	3,081	0	3,542	3,542	0	3,730	3,730	0	3,995	3,995	0	4,406	4,406	0			
50	2,203	2,174	29	2,666	2,658	8	3,096	3,096	0	3,550	3,550	0	3,738	3,738	0	4,001	4,001	0	4,410	4,410	0			
51	2,213	2,184	29	2,678	2,671	7	3,111	3,111	0	3,562	3,562	0	3,746	3,746	0	4,006	4,006	0	4,414	4,414	0			
52	2,223	2,195	28	2,689	2,684	5	3,127	3,127	0	3,572	3,572	0	3,754	3,754	0	4,010	4,010	0	4,418	4,418	0			
53	2,233	2,206	27	2,699	2,694	5	3,143	3,143	0	3,581	3,581	0	3,761	3,761	0	4,014	4,014	0	4,422	4,422	0			
54	2,242	2,216	26	2,709	2,705	4	3,159	3,159	0	3,592	3,592	0	3,768	3,768	0	4,017	4,017	0	4,426	4,426	0			
55	2,251	2,225	26	2,720	2,718	2	3,175	3,175	0	3,601	3,601	0	3,775	3,775	0	4,020	4,020	0	4,430	4,430	0			
56	2,260	2,235	25	2,731	2,731	0	3,190	3,190	0	3,612	3,612	0	3,782	3,782	0	4,023	4,023	0	4,433	4,433	0			
57	2,263	2,238	25	2,740	2,740	0	3,205	3,205	0	3,621	3,621	0	3,787	3,787	0	4,026	4,026	0	4,436	4,436	0			
58	2,271	2,246	25	2,750	2,750	0	3,217	3,217	0	3,628	3,628	0	3,793	3,793	0	4,029	4,029	0	4,440	4,440	0			
59	2,278	2,254	24	2,759	2,759	0	3,229	3,229	0	3,635	3,635	0	3,799	3,799	0	4,032	4,032	0	4,443	4,443	0			
60	2,285	2,261	24	2,770	2,770	0	3,241	3,241	0	3,642	3,642	0	3,806	3,806	0	4,035	4,035	0	4,446	4,446	0			
61	2,292	2,268	24	2,781	2,781	0	3,248	3,248	0	3,646	3,646	0	3,810	3,810	0	4,038	4,038	0	4,449	4,449	0			
62	2,300	2,278	22	2,791	2,791	0	3,257	3,257	0	3,652	3,652	0	3,817	3,817	0	4,041	4,041	0						
63	2,307	2,286	21	2,800	2,800	0	3,265	3,265	0	3,659	3,659	0	3,823	3,823	0	4,044	4,044	0						

議案第 75 号

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、関係条例を整理することを目的とする。

（和泉市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第2条 和泉市職員の定年等に関する条例（昭和59年和泉市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28</u></p>

新	旧
<p>第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)</u>を延長した職員であつて、<u>定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)</u>を占めている職員については、第</p>	<p><u>条の3</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 略</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>

新	旧
<p><u>9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間</u></p>	<p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p>

新	旧
<p><u>の末日</u>の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について</u>、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする</u>。</p> <p>5 略 (定年に関する施策の調査等)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u> (<u>管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職</u>)</p> <p>第6条 <u>法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第24条第1項の管理職手当又は和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年和泉市条例第5号)第4条の管理職手当を受ける職とする。</u> (<u>管理監督職勤務上限年齢</u>)</p>	<p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限を繰り上げて退職させることができる</u>。</p> <p>5 略 (定年に関する施策の調査等)</p> <p>第5条 略</p>

新	旧
<p>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</p> <p><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。</p> <p>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。</p> <p>(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めてい</p>	

新	旧
<p> <u>た管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u> </p> <p> <u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u> </p> <p> <u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u> </p> <p> <u>（1）当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものである</u> </p>	

新	旧
<p><u>ため、当該職員^{の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。}</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員^{の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。}</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員^{の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。}</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務</u></p>	

新	旧
<p><u>の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市長が定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することが</p>	

新	旧
<p><u>できるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</u></p> <p><u>第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u></p> <p><u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及</u></p>	

新	旧
<p> <u>び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u> </p> <p> <u>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市長が定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u> </p> <p> <u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u> </p> <p> <u>第5章 雑則</u> <u>（雑則）</u> </p> <p> <u>第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u> </p>	

新	旧								
<p data-bbox="286 300 385 331">附 則</p> <p data-bbox="208 357 353 389">1～6 略</p> <p data-bbox="241 411 589 443"><u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="208 469 1120 670">7 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="232 683 1117 911"> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 683 983 735">令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td data-bbox="983 683 1117 735">61年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 735 983 788">令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td data-bbox="983 735 1117 788">62年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 788 983 841">令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td data-bbox="983 788 1117 841">63年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 841 983 911">令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td data-bbox="983 841 1117 911">64年</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="241 922 734 954"><u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p> <p data-bbox="208 979 1120 1406">8 <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過する</u></p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	<p data-bbox="1218 300 1317 331">附 則</p> <p data-bbox="1142 357 1288 389">1～6 略</p>
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

新	旧
<p><u>こととなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）</u>にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、<u>末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）</u>において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>	

(和泉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(職員の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。</p>	<p>(職員の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) <u>再任用職員</u> 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定</p>

新	旧
<p>(3)～(6)略 (職員の給与の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法令又は条例に特に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める手当を支給しない。</p> <p>(1) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員 扶養手当、住居手当及び退職手当</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略 (給料表)</p> <p>第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員給料表</u> (別表第2)</p> <p>2、3 略</p> <p>4 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、和</p>	<p><u>により採用された職員をいう。</u></p> <p>(3)～(6)略 (職員の給与の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法令又は条例に特に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める手当を支給しない。</p> <p>(1) <u>再任用職員</u>及び任期付短時間勤務職員 扶養手当、住居手当及び退職手当</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略 (給料表)</p> <p>第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>再任用職員給料表</u> (別表第2)</p> <p>2、3 略</p> <p>4 <u>再任用職員の給料月額は、別表第2による額に100分の95を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 <u>再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額 (<u>再任用短時</u></p>

新	旧
<p>和泉市職員の勤務時間等に関する条例(昭和32年和泉市条例第29号。以下「勤務時間条例」という。)の規定により定められたその者の勤務時間を市長が定める時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(1円に満たない端数が生じたときは、その端数を切り上げる。)とする。</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(当該年度中に55歳以上になる職員(当該職員で規則で定めるものを除く。))にあつては2号給。<u>当該年度中に61歳以上になる職員にあつては0号給</u>とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。この場合において、昇給させる号給数の上限は、8号給とする。</p> <p>7～9 略</p> <p>(会計年度短時間勤務職員の号給の決定)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2 前項の規定により号給を決定する場合において、前年度1年間を</p>	<p><u>間勤務職員については、前項の規定を適用した額</u>に、和泉市職員の勤務時間等に関する条例(昭和32年和泉市条例第29号。以下「勤務時間条例」という。)の規定により定められたその者の勤務時間を市長が定める時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(1円に満たない端数が生じたときは、その端数を切り上げる。)とする。</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(当該年度中に55歳に達する職員(当該職員で規則で定めるものを除く。))にあつては2号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。この場合において、昇給させる号給数の上限は、8号給とする。</p> <p>7～9 略</p> <p>(会計年度短時間勤務職員の号給の決定)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2 前項の規定により号給を決定する場合において、前年度1年間を</p>

新	旧
<p>通じて会計年度短時間勤務職員（外国語指導助手を除く。）であった者を同一の職種に任用したときは、前年度の勤務実績に応じて第6条第6項から第8項までの規定に準じ規則で定めるところにより、前年度における号給より上位の号給に決定することができる。<u>この場合において、同条第6項中「（当該年度中に55歳以上になる職員（当該職員で規則で定めるものを除く。）にあつては2号給。当該年度中に61歳以上になる職員にあつては0号給）」とあるのは「（当該年度中に55歳以上になる職員（当該職員で定めるものを除く。）にあつては2号給）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 略 （時間外勤務手当）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が市長が定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</u></p>	<p>通じて会計年度短時間勤務職員（外国語指導助手を除く。）であった者を同一の職種に任用したときは、前年度の勤務実績に応じて第6条第6項から第8項までの規定に準じ規則で定めるところにより、前年度における号給より上位の号給に決定することができる。</p> <p>3 略 （時間外勤務手当）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が市長が定める時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</u></p>

新	旧
<p>3～5 略 (勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第20条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから勤務時間条例第7条第2項に規定する休日に係る勤務時間数を減じたもので除して得た額とする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は任期付短時間勤務職員にあつては、<u>それぞれの勤務時間</u>を考慮し市長が定める額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、任期付職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、</p>	<p>3～5 略 (勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第20条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから勤務時間条例第7条第2項に規定する休日に係る勤務時間数を減じたもので除して得た額とする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>又は任期付短時間勤務職員にあつては、<u>それぞれ常勤の再任用職員又は任期付職員の勤務1時間当たりの給与額</u>を考慮し市長が定める額とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>再任用職員</u>、任期付職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略 (勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、</p>

新	旧
<p>次に掲げる額の合計額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、任期付職員又は臨時的任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下次号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、任期付職員又は臨時的任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3、4 略</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)</p> <p>第34条の3 第34条第1項に規定する者のうち、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>次に掲げる額の合計額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>、任期付職員又は臨時的任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下次号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>、任期付職員又は臨時的任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額の合計額を加算した額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3、4 略</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)</p> <p>第34条の3 第34条第1項に規定する者のうち、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p>表 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p>(退職手当に関する特例)</p> <p>10 第32条、第33条若しくは第34条又は附則第48項若しくは附則第49項の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が35年以下である職員に対する退職手当の基本額は、第32条から第34条の3まで及び附則第48項から第52項までの規定にかかわらず、当分の間、第32条から第34条の3まで及び附則第48項から第50項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第36条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第10項」とする。</p> <p>11 第32条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が36年以上42年以下である職員に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項、第34条の2又は附則第49項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>12 第34条又は附則第49項の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が35年を超える職員に対する退職手当の基本</p>	<p>表 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p>(退職手当に関する特例)</p> <p>10 第32条、第33条又は第34条の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が35年以下である職員に対する退職手当の基本額は、第32条から第34条の3までの規定にかかわらず、当分の間、第32条から第34条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第36条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第10項」とする。</p> <p>11 第32条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が36年以上42年以下である職員に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は第34条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>12 第34条の規定に該当する退職をし、かつ、その者の勤続期間が35年を超える職員に対する退職手当の基本額は、第34条から</p>

新	旧
<p>額は、第34条から第34条の3までの規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第10項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13～39 略</p> <p><u>(60歳に達した職員の給与に関する特例)</u></p> <p>40 <u>当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第42項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項から第8項までの規定により当該職員が受ける号給に応じた額(給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。</p> <p>41 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</u></p> <p>(2) <u>和泉市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9</u></p>	<p>第34条の3までの規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第10項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>13～39 略</p>

新	旧
<p> <u>条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</u> <u>(3)和泉市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)</u> 42 <u>法第28条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第44項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第40項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)</u>には、当分の間、特定日以後、附則第40項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。 43 <u>前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の</u> </p>	

新	旧
<p>属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>4 4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第4 0 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4 2 項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第4 2 項及び第4 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>4 5 第4 2 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の第4 0 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>4 6 附則第4 2 項又は前2 項の規定による給料を支給される職員に対する第2 5 条第5 項(第2 6 条第3 項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるの</p>	

新	旧
<p>は、「給料の月額と附則第4 2 項、第4 4 項又は前項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>4 7 附則第4 0 項から前項までに定めるもののほか、附則第4 0 項の規定による給料月額、附則第4 2 項の規定による給料その他附則第4 0 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>(6 0 歳に達した職員の退職手当の基本額の特例)</u></p> <p>4 8 当分の間、第3 3 条第1 項の規定は、1 1 年以上2 5 年未満の期間勤続した者であつて、6 0 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3 2 条の規定の適用については、同条第1 項中「又は第3 4 条」とあるのは、「第3 4 条又は附則第4 8 項」とする。</p> <p>4 9 当分の間、第3 4 条第1 項の規定は、2 5 年以上の期間勤続した者であつて、6 0 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同条第1 項又は第2 項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3 2 条の規定の適用については、同条第1 項中「又は第3 4 条」とあるのは、「第3 4 条又は</p>	

新	旧
<p><u>附則第49項」とする。</u></p> <p>50 <u>附則第40項の規定による職員の給料月額の改定は、第34条の2第1項の規定による職員の給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u></p> <p>51 <u>当分の間、第34条第1項に掲げる者が60歳に達する日前に退職したときにおける第34条の3及び第36条の3の規定の適用については、第34条の3の表第34条第1項の項、第34条の2第1項第1号の項及び第34条の2第1項第2号の項並びに第36条の3の表第36条の項、第36条の2第1号及び第2号の項及び第36条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p>52 <u>当分の間、第34条第1項に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第34条の3及び第36条の3の規定の適用については、第34条の3の表第34条第1項の項、第34条の2第1項第1号の項及び第34条の2第1項第2号の項並びに第36条の3の表第36条の項、第36条の2第1号及び第2号の項及び第36条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは「1</u></p>	

新	旧
<p><u>00分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u></p> <p>別表第2 <u>定年前再任用短時間勤務職員給料表</u> 表 略</p>	<p>別表第2 <u>再任用職員給料表</u> 表 略</p>

第4条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（<u>1月間の日数（和泉市の休日をも定める条例（平成2年和泉市条例第12号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、参入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。</u>）以上ある月が1月以上あるもの</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。）であった者（以下この項において「職員等」という。）であったこ</p>

新	旧
<p>(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」</p>	<p>とがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」</p>

新	旧
<p>と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長の定めるところにより、その旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。</p> <p>5～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例に</p>	<p>と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p> <p>5～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例に</p>

新	旧
<p>より指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略</p> <p>12～17 略</p> <p>附 則</p> <p>1～38 略</p> <p>(失業者の退職手当に係る暫定措置)</p> <p>39 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第40条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項</p>	<p>より指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略</p> <p>12～17 略</p> <p>附 則</p> <p>1～38 略</p> <p>(失業者の退職手当に係る暫定措置)</p> <p>39 <u>平成34年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第40条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項</p>

新	旧
<p>第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p>	<p>第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p>

(和泉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 和泉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年和泉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる</p>

新	旧
職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(3)略	職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(3)略

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第6条 職員の分限に関する条例(昭和32年和泉市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(降任、免職及び降給の手續)</p> <p>第3条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 職員の意に反する降任(法第28条の2第1項の規定による降任等を除く。)、免職及び降給の処分は、辞令書及び法第49条に規定する説明書を当該職員に交付して行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 <u>和泉市職員の給与に関する条例附則第40項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とき」とあるのは「とき又は和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)附則第40項の規定の適用を受</u></p>	<p>(降任、免職及び降給の手續)</p> <p>第3条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 職員の意に反する降任、免職及び降給の処分は、辞令書及び法第49条に規定する説明書を当該職員に交付して行うものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

新	旧
<p>けるとき」とする。</p> <p>3 第3条第4項の規定は、和泉市職員の給与に関する条例附則第40項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p>	

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和32年和泉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(懲戒の効果)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 減給は1月以上6月以内の期間、<u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)の10分の1以内の額を減じて行うものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(懲戒の効果)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 減給は1月以上6月以内の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)の10分の1以内の額を減じて行うものとする。</p> <p>3～5 略</p>

(和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第8条 和泉市職員の勤務時間等に関する条例(昭和32年和泉市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3～5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、第2条に規定する勤務時間を月曜日から金曜日までの5日間において割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3～5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、第2条に規定する勤務時間を月曜日から金曜日までの5日間において割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職</p>

新	旧
<p>員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第9条 非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。</p>	<p>員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第9条 非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。</p>

(和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 和泉市職員の育児休業等に関する条例(平成4年和泉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p>

新	旧
<p>(2) 和泉市職員の定年等に関する条例(昭和59年和泉市条例第15号。以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続き勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第8条の2 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>定年条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(4) <u>定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p>	<p>(2) 和泉市職員の定年等に関する条例(昭和59年和泉市条例第15号)第4条第1項又は第2項の規定により<u>引き続いて勤務している職員</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第8条の2 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>和泉市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</u></p>

(和泉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 和泉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年和泉市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(職員 <small>の派遣</small>)	(職員 <small>の派遣</small>)

新	旧
<p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法<u>(昭和25年法律第261号)第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員(任命権者が特別の理由があると認める職員を除く。)</p> <p>(4) 和泉市職員の定年等に関する条例(昭和59年和泉市条例第15号)第4条第1項の規定により<u>引き続き勤務</u>させるとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 和泉市職員の定年等に関する条例第9条の規定により<u>異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)</u>を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(任命権者が特別の理由があると認める職員を除く。)</p> <p>(4) 和泉市職員の定年等に関する条例(昭和59年和泉市条例第15号)第4条第1項の規定により<u>引き続いて勤務</u>させるとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 略</p> <p>3 略</p>

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第11条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(短時間勤務職員についての特例)</p> <p>第14条 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4</u> <u>第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員、和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成31年和泉市条例第3号)第4条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員についてこの条例を適用する場合においては、この条例に規定するそれぞれの特殊勤務手当の月額の上限額は、その額に和泉市職員の勤務時間等に関する条例(昭和32年和泉市条例第29号)第2条の規定により当該手当を支給される職員について定められた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(短時間勤務職員についての特例)</p> <p>第14条 地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の5</u> <u>第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員、和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成31年和泉市条例第3号)第4条の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員についてこの条例を適用する場合においては、この条例に規定するそれぞれの特殊勤務手当の月額の上限額は、その額に和泉市職員の勤務時間等に関する条例(昭和32年和泉市条例第29号)第2条の規定により当該手当を支給される職員について定められた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>

(和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成31年和泉市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定により採用された職員、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号に規定する臨時的任用職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2、3 略</p> <p>4 法令又は条例に特に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める手当を支給しない。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員条例第4条の規定による短時間勤務の任期付職員 扶養手当、住居手当及び退職手当</p> <p>(2)、(3) 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成31年和泉市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定により採用された職員、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号に規定する臨時的任用職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2、3 略</p> <p>4 法令又は条例に特に定める場合を除き、次の各号に掲げる職員には、当該各号に定める手当を支給しない。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による再任用職員及び任期付職員条例第4条の規定による短時間勤務の任期付職員 扶養手当、住居手当及び退職手当</p> <p>(2)、(3) 略</p>

(和泉市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 和泉市職員の再任用に関する条例（平成13年和泉市条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条及び附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第2条の規定による改正前の和泉市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第2条の規定による改正後の和泉市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任すること

ができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項若しくは次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員又は暫定再任用短時間勤務職員（附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（新条例第13条第1項に規定する組合をいう。次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第

4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて

適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市長が定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該市長が定める短時間勤務の職にあつ

ては、市長が定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該市長が定める短時間勤務の職にあつては、市長が定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(和泉市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用職員は、第3条の規定による改正後の和泉市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第2条第2号の定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、新給与条例第3条第2項、第5条第1項、第25条第3項及び第26条第2項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第5条第4項、第17条第2項及び第20条の規定を適用する。

(和泉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第10条の規定による改正後の和泉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

(和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用職員は、第12条の規定による改正後の和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第4項第1号に規

定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

(和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部改正)

第15条 和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例（昭和41年和泉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(準用条例)</p> <p>第10条 上下水道事業の運営及び業務の執行に必要な条例は、当分の間別に定めるもののほか次の条例を上下水道事業に準用するものとする。</p> <p>(1)～(8)略</p>	<p>(準用条例)</p> <p>第10条 上下水道事業の運営及び業務の執行に必要な条例は、当分の間別に定めるもののほか次の条例を上下水道事業に準用するものとする。</p> <p>(1)～(8)略</p> <p><u>(9) 和泉市職員の再任用に関する条例（平成13年和泉市条例第10号）</u></p>

議案第 76 号

和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が一部改正されたことに伴い、和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号）を廃止するとともに、個人情報の保護に関する法律の施行に関して必要な事項を規定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 前項に規定するもののほか、この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の管理者の権限を行う市長、消防長並びに財産区をいう。

（開示請求に係る手数料）

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、開示請求をする者は開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける場合は、当該写しの作成その他の交付に要する費用を負担しなければならない。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延

長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から29日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があつた日から29日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第7条 利用停止決定等は、利用停止請求があつた日から29日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通

知しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第8条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,900円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに4,150円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限り。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 13,100円

(審査会への諮問)

第9条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年和泉市条例第 号)第2条に規定する和泉市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(旧条例の廃止)

2 和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行日前に旧条例第20条、第23条、第24条又は第29条の規定による請求等がされた場合における当該請求等に係る手続については、なお従前の例による。

4 この条例の施行日前に旧条例第35条の規定による苦情の申出又は旧条例第42条の規定による苦情相談があった場合における当該苦情の処理については、なお従前の例による。

5 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(和泉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

6 和泉市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年和泉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

新	旧
(秘密保持義務) 第4条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、 <u>個人情報</u>	(秘密保持義務) 第4条 指定管理者又はその管理する公の施設の管理業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、 <u>和泉市個</u>

新	旧
<p>の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する事項を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>個人情報保護条例(平成11年和泉市条例第3号)に規定する事項を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>

(和泉市情報公開条例の一部改正)

7 和泉市情報公開条例(平成10年和泉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(公開しないことができる公文書)</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、情報の公開をしないことができる。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別すること</p>	<p>(公開しないことができる公文書)</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、情報の公開をしないことができる。</p> <p>(1) <u>法令又は条例等(以下「法令等」という。)の規定により、公開することができないとされている情報及び主務大臣等の指示により、公開してはならないとされている情報</u></p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るもの</u>のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当である</p>

新	旧
<p>ができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは条例等(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公</p>	<p>と認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができるという情報</p> <p>イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報</p> <p>ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、財産等を保護するため、公開することが必要であると認められるもの</p> <p>エ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報</p> <p>(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 人の生命又は身体を保護するため、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>イ 人の財産又は生活に対し重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある違法又は不当な事業活動に関する情報</p> <p>ウ ア又はイに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの</p>

新	旧
<p><u>役員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u></p> <p>(2) <u>法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u></p> <p><u>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</u></p> <p>(3) <u>市並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p>(4) <u>市又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは</u></p>	<p>(4) <u>市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の機関との間における調査、研究、協議等の意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの</u></p> <p>(5) <u>市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、争訟、許可、認可、人事等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの</u></p> <p>(6) <u>市の機関と国等の機関との間における協議、協力、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの</u></p> <p>(7) <u>公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報</u></p> <p>(8) <u>公開しないことを条件として個人又は法人等から任意に市の機関に提供された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関</u></p>

新	旧
<p><u>地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p><u>ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u></p> <p><u>イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p><u>ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</u></p> <p><u>エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p><u>オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u></p> <p><u>カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u></p>	<p><u>係を著しく損なうと認められるもの</u></p>

新	旧
<p>キ <u>独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p>

(和泉市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行日前に和泉市情報公開条例第5条第1項又は同条第2項の規定による請求等がされた場合における当該請求等に係る手続については、なお従前の例による。

議案第 77 号

和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例制定について

和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正を受け、審査会の効率的な運営を行うため、和泉市情報公開審査会と和泉市個人情報保護審査会を統合し、新たに和泉市情報公開・個人情報保護審査会を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、和泉市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、和泉市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- （1）和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号。以下「公開条例」という。）第14条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- （2）情報の公開に関する重要事項について、実施機関（公開条例第2条第1号の実施機関をいう。第8条第1項第1号において同じ。）に対し意見を述べること。
- （3）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- （4）和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年和泉市条例第 号。以下「保護法施行条例」という。）第9条の規定による諮問に応じ、実施機関（保護法施行条例第2条第2項の実施機関をいう。第8条第1項第2号において同じ。）に対し意見を述べること。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の招集の特例)

第7条 会長は、災害その他の理由により会議を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(定義)

第8条 この条例において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 公開条例第14条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関
- (2) 保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

- 2 この条例において「公文書」とは、公開条例第9条第1項の規定による決定に係る公文書（公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。
- 3 この条例において「保有個人情報」とは、保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

（審査会の調査権限）

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第10条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるとき及び当該審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を陳述する機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するときは、審査会が期日及び場所を指定するものとする。
- 3 第1項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を読覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第13条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は第11条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第14条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(審査請求の制限)

第15条 この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(答申書の送付等)

第16条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、情報公開及び個人情報保護担当部署において処理する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(旧保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 保護法施行条例附則第2項の規定による廃止前の和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号。以下「旧保護条例」という。）第46条の規定により置かれた和泉市個人情報保護審査会（以下「旧保護審査会」という。）は、第2条の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧保護審査会の委員である者は、施行日に、第4条第1項の規定により、委員として委嘱されたものとみなす。

この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

5 旧保護審査会の委員であった者に係る旧保護条例第46条第4項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公開条例の一部改正)

7 公開条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章、第2章 略</p> <p>第3章 審査請求等 (第13条・第14条)</p> <p>第4章 補則 (第15条—第19条)</p> <p>附則</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p><u>第14条</u> 実施機関は、第9条第1項の決定又は情報の公開の請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、<u>和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年和泉市条例第 号)第2条に規定する和泉市情報公開・個人情報保護審査会に</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章、第2章 略</p> <p>第3章 審査請求等 (第13条—第21条)</p> <p>第4章 補則 (第22条—第26条)</p> <p>附則</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p><u>第13条の2</u> 実施機関は、第9条第1項の決定又は情報の公開の請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、<u>和泉市情報公開審査会(次条第1項を除き、以下「審査会」という。)</u>に諮問しなければならない。</p>

新	旧
<p>諮問しなければならない。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>2 前項の規定による諮問をした実施機関は、審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）並びに請求者及び反対の意見を提出した第三者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p>	<p>(1)、(2)略</p> <p>2 前項の規定による諮問をした実施機関（以下「<u>諮問実施機関</u>」と<u>いう。</u>）は、審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。<u>以下同じ。</u>）並びに請求者及び反対の意見を提出した第三者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p><u>(情報公開審査会)</u></p> <p><u>第14条 前条第1項に規定する実施機関の諮問に応じて審査をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、和泉市情報公開審査会を置く。</u></p> <p><u>2 審査会は、前項に規定する審査のほか、情報の公開に関する重要事項について、実施機関に対し意見を述べることができる。</u></p> <p><u>3 審査会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>4 前3項及び次条から第22条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p><u>(審査会の調査権限)</u></p> <p><u>第15条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定（第9条第1項の決定をいう。以下同じ。）に係る公</u></p>

新	旧
	<p><u>文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示されている公文書の公開を求めることができない。</u></p> <p>2 <u>審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</u></p> <p>3 <u>諮問実施機関は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。</u></p> <p><u>（意見の陳述）</u></p> <p>第16条 <u>審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるとき及び当該審査請求人等の所在その他の事情により当該意見を陳述する機会を与</u></p>

新	旧
	<p><u>えることが困難であると認められるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するときは、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等(行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。)を招集してさせるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u></p> <p>4 <u>第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</u></p> <p>5 <u>第1項本文の場合において、当該申立てをした者は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を發することができる。</u> <u>(意見書等の提出)</u></p> <p><u>第17条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u> <u>(委員による調査手続)</u></p> <p><u>第18条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員</u></p>

新	旧
	<p><u>に、第15条第1項前段の規定により提示させた公文書を閲覧させ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第16条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</u></p> <p><u>(提出資料の閲覧等)</u></p> <p><u>第19条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときでなければ、当該閲覧又は写しの交付を拒むことができない。</u></p> <p><u>(調査審議手続の非公開)</u></p> <p><u>第20条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。</u></p> <p><u>(答申等)</u></p> <p><u>第21条 審査会は、第13条の2第1項の規定による諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 諮問実施機関は、諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。</u></p>

新	旧
第15条～第19条 略	第22条～第26条 略

(公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 前項の規定による改正前の公開条例（以下「旧公開条例」という。）第14条の規定により置かれた和泉市情報公開審査会（以下「旧公開審査会」という。）は、第2条の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 9 この条例の施行の際現に旧公開審査会の委員である者は、施行日に、第4条第1項の規定により、委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 10 旧公開審査会の委員であった者に係る旧公開条例第14条第3項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

議案第 78 号

和泉市ふるさと元気寄附条例の一部を改正する等の条例制定について

和泉市ふるさと元気寄附条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

新庁舎整備について、ふるさと元気寄附の募集を工期末に合わせ終了するとともに、整備に伴い役割を終えた庁舎建設基金を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市ふるさと元気寄附条例の一部を改正する等の条例（案）

（和泉市ふるさと元気寄附条例の一部改正）

第1条 和泉市ふるさと元気寄附条例（平成20年和泉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（寄附金の使途指定） 第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号 <u>（第5号を除く。）</u> に規定する事業のうちから指定し、寄附をすることができる。 2 略	（寄附金の使途指定） 第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号に規定する事業のうちから指定し、寄附をすることができる。 2 略

（和泉市庁舎建設基金条例の廃止）

第2条 和泉市庁舎建設基金条例（平成4年和泉市条例第9号）は、廃止する。

（和泉市ふるさと元気寄附条例の一部改正）

第3条 和泉市ふるさと元気寄附条例の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（事業の区分） 第2条 この条例の規定に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」	（事業の区分） 第2条 この条例の規定に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」

新	旧
<p>という。)は、次に掲げる事業の財源として充当する。</p> <p>(1) 次のいずれかに掲げる事業(次号から第4号までに掲げるものを除く。)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(寄附金の管理)</p> <p>第3条 寄附金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基金により管理するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(寄附金の使途指定)</p> <p>第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号に規定する事業のうちから指定し、寄附をすることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>という。)は、次に掲げる事業の財源として充当する。</p> <p>(1) 次のいずれかに掲げる事業(次号から第5号までに掲げるものを除く。)</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>新庁舎の整備に関する事業</u></p> <p>(寄附金の管理)</p> <p>第3条 寄附金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基金により管理するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>前条第5号の事業 和泉市庁舎建設基金条例(平成4年和泉市条例第9号)の規定に基づく和泉市庁舎建設基金</u></p> <p>2 略</p> <p>(寄附金の使途指定)</p> <p>第4条 寄附者は、寄附金の使途を第2条各号(第5号を除く。)に規定する事業のうちから指定し、寄附をすることができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和4年12月29日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和5年3月31日から施行する。

議案第 79 号

公職選挙法施行令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

公職選挙法施行令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部改正により、国政選挙における公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、和泉市議会議員及び和泉市長の選挙においてもこれに準じ、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

公職選挙法施行令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正に伴い、関係条例を整理することを目的とする。

（和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正）

第2条 和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成5年和泉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（公費の支払）</p> <p>第4条 和泉市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区</p>	<p>（公費の支払）</p> <p>第4条 和泉市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区</p>

新	旧
<p>分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p>	<p>分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p>

新	旧
ウ 略	ウ 略

(和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年和泉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 和泉市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 和泉市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費</p>

新	旧
<p>負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。</p>	<p>負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。</p>

(和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第4条 和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年和泉市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 和泉市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの<u>1枚</u>当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 和泉市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの<u>一枚</u>当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用</p>

新	旧
<p>用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 82 号

和泉市産業振興プラザ条例の一部を改正する条例制定について

和泉市産業振興プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

和泉市産業振興プラザについて、指定管理料や大規模改修費用の削減を図るとともに、産学官の連携により研究成果の育成・事業化を推進する用途に供する機能（JSTイノベーションプラザ大阪の機能）を維持し、より効果的な事業展開を図るために北館を和泉商工会議所に無償譲渡するに当たり、規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市産業振興プラザ条例の一部を改正する条例（案）

和泉市産業振興プラザ条例（平成24年和泉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧						
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>ものづくりに携わる事業者に対して、事業実施場所の提供及び事業者育成等の支援を行うとともに、企業間の連携を促進することにより、産業振興及び地域経済の発展を図り、もって活力のあるまちづくりに資するため、次のとおり和泉市産業振興プラザを設置する。</u></p> <p>名称 <u>和泉市産業振興プラザ</u></p> <p>位置 <u>和泉市テクノステージ三丁目1番11号</u></p> <p>(事業)</p> <p>第2条 <u>和泉市産業振興プラザ（以下「プラザ」という。）</u>は、前条</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>ものづくりに携わる事業者に対して、産学官連携による新産業及び新ビジネスの研究開発並びに創業の場所を提供するとともに、地域資源を活かした事業創出、経営革新、販路開拓等に向けた支援を行うことにより、産業振興及び地域経済の発展を図り、もって活力のあるまちづくりに資するため、次の施設（以下「プラザ」と総称する。）</u>を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1167 1029 2054 1315"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉市産業振興プラザ北館（以下「北館」という。）</td> <td>和泉市テクノステージ三丁目1番10号</td> </tr> <tr> <td>和泉市産業振興プラザ南館（以下「南館」という。）</td> <td>和泉市テクノステージ三丁目1番11号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第2条 <u>プラザ</u>は、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。</p>	名称	位置	和泉市産業振興プラザ北館（以下「北館」という。）	和泉市テクノステージ三丁目1番10号	和泉市産業振興プラザ南館（以下「南館」という。）	和泉市テクノステージ三丁目1番11号
名称	位置						
和泉市産業振興プラザ北館（以下「北館」という。）	和泉市テクノステージ三丁目1番10号						
和泉市産業振興プラザ南館（以下「南館」という。）	和泉市テクノステージ三丁目1番11号						

新	旧
<p>の設置目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p><u>(1) 施設の貸与に関すること。</u></p> <p><u>(2) プラザを利用する者の福利厚生及び地域の企業の利便性向上に関すること。</u></p> <p><u>(3) 事業者の育成支援に関すること。</u></p> <p><u>(4) 企業間連携を支援すること。</u></p> <p><u>(5) ものづくり事業に係る情報の収集及び提供に関すること。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 前条の事業を実施するため、プラザに次の施設を置く。</p> <p><u>(1) 試作開発室 (工場型・事務所型)</u></p> <p><u>(2) 共同利便施設</u></p> <p><u>(3) 多目的室</u></p>	<p><u>(1) 産学官連携による事業創出、経営革新、販路開拓等の支援に関すること。</u></p> <p><u>(2) 経営支援等に係る情報の収集及び提供に関すること。</u></p> <p><u>(3) 創業支援に関すること。</u></p> <p><u>(4) 企業間連携を支援すること。</u></p> <p><u>(5) 施設の貸与に関すること。</u></p> <p><u>(6) プラザを利用する者の福利厚生及び地域の企業の利便性向上に関すること。</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 前条の事業を実施するため、プラザに次の施設を置く。</p> <p><u>(1) 北館 地域の企業が大学、研究機関等と交流し、独自の技術開発及び新産業のシーズを創出することを支援するための施設並びに地域の企業に各種の情報を提供するための施設</u></p> <p><u>ア 共同研究室</u></p> <p><u>イ 相談室</u></p> <p><u>ウ 資料展示室</u></p> <p><u>(2) 南館 地域の企業が新技術や新製品を研究、試作及び開発する</u></p>

新	旧
<p>2 略 (公募による申請)</p> <p>第4条 試作開発室(工場型・事務所型)及び共同利便施設の利用の申請は、公募によるものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。 (利用の許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 試作開発室(工場型・事務所型)の利用ができる者は、本市の産業振興に寄与することが期待される事業を営もうとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)、(2)略</p> <p>4 略 (利用許可の期間等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の利用許可の期間又はこの項の規定により更新された利用</p>	<p><u>ための施設並びにプラザを利用する者及び地域の企業の共同利便施設</u></p> <p><u>ア 試作開発室(工場型・事務所型)</u></p> <p><u>イ 共同利便施設</u></p> <p>2 略 (公募による申請)</p> <p>第4条 <u>共同研究室</u>、試作開発室(工場型・事務所型)及び共同利便施設の利用の申請は、公募によるものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。 (利用の許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 試作開発室の利用ができる者は、本市の産業振興に寄与することが期待される事業を営もうとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)、(2)略</p> <p>4 略 (利用許可の期間等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の利用許可の期間又はこの項の規定により更新された利用</p>

新	旧														
<p>許可の期間は、5年以内で更新することができる。この場合において、引き続くこととなる利用許可の期間は、10年を超えてはならない。<u>ただし、利用期間終了後当該施設の利用者が他にない場合は、5年を限度として延長</u>することができる。</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項に規定する保証金は、利用者が<u>試作開発室(工場型・事務所型)</u>若しくは共同利便施設を退去し、又は駐車場を解約する際に、無利子で還付する。ただし、未納の利用料金、第17条第2項に規定する費用又は第18条に規定する損害賠償金があるときは、その額を控除した額を還付する。</p> <p>(報告等)</p> <p>第19条 市長は、必要があると認めるときは、<u>試作開発室(工場型・事務所型)</u>及び共同利便施設の利用者に対し、事業等の実施状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。</p> <p>別表(第5条、第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="230 1254 1117 1425"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">施設名</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">区分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">利用料金(月額)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">保証金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用料分(1㎡当たり)</td> <td style="text-align: center;">共益費分(1㎡当たり)</td> </tr> </table>	施設名	区分	利用料金(月額)		保証金	利用料分(1㎡当たり)	共益費分(1㎡当たり)	<p>許可の期間は、5年以内で更新することができる。この場合において、引き続くこととなる利用許可の期間は、10年を超えてはならない。<u>ただし、利用期間終了後当該施設の利用者が他にない場合は、期間を設定し、延長を認める</u>ことができる。</p> <p>(利用料金等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項に規定する保証金は、利用者が<u>共同研究室、試作開発室</u>若しくは共同利便施設を退去し、又は駐車場を解約する際に、無利子で還付する。ただし、未納の利用料金、第17条第2項に規定する費用又は第18条に規定する損害賠償金があるときは、その額を控除した額を還付する。</p> <p>(報告等)</p> <p>第19条 市長は、必要があると認めるときは、<u>共同研究室、試作開発室</u>及び共同利便施設の利用者に対し、事業等の実施状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。</p> <p>別表(第5条、第12条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1162 1254 2049 1425"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">施設名</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">区分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">利用料金(月額)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">保証金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用料分(1㎡当たり)</td> <td style="text-align: center;">共益費分(1㎡当たり)</td> </tr> </table>	施設名	区分	利用料金(月額)		保証金	利用料分(1㎡当たり)	共益費分(1㎡当たり)
施設名			区分	利用料金(月額)		保証金									
	利用料分(1㎡当たり)	共益費分(1㎡当たり)													
施設名	区分	利用料金(月額)		保証金											
		利用料分(1㎡当たり)	共益費分(1㎡当たり)												

新				旧			
試作開発室（工場型）1階	1,676円	419円	指定管理者が市長の承認を得て定めた利用料分（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）の3か月分	北館 共同研究室	1,257円	—	指定管理者が市長の承認を得て定めた利用料分（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）の3か月分
試作開発室（工場型）2階	1,362円	419円		南館 試作開発室（工場型）1階	1,676円	419円	
試作開発室（事務所型）	1,886円	419円		試作開発室（工場型）2階	1,362円	419円	
共同利便施設	1,467円	419円		試作開発室（事務所型）	1,886円	419円	
駐車場（1台につき）	5,500円			10,000円	共同利便施設	1,467円	
				駐車場（1台につき）	5,500円		10,000円
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 86 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例（案）

和泉市手数料条例（昭和31年和泉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新				旧					
別表第2の7（第2条関係）				別表第2の7（第2条関係）					
項	区分			手数料の額	項	区分			手数料の額
	認定等に 係る 建築物	認定等に 係る評価 方法	認定申請に係る床 面積の合計			認定等に 係る 建築物	認定等に 係る評価 方法	認定申請に係る共 用部分を考慮した 床面積の合計	
(中略)				(中略)					
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を 1の項の非住宅建築物とみなし て認定等に係る評価方法の欄及 び認定申請に係る床面積の合計 の欄に掲げる区分に応じそれぞ れ右欄に定める金額に、住宅の 用途に供する部分を2の項の一 戸建ての住宅又は3の項の共同	4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を 1の項の非住宅建築物とみなし て認定等に係る評価方法の欄及 び認定申請に係る <u>共用部分を考 慮した床面積の合計</u> の欄に掲げ る区分に応じそれぞれ右欄に定 める金額に、住宅の用途に供す る部分を2の項の戸建ての住

新			旧		
		住宅等とみなして認定等に係る評価方法の欄及び認定申請に係る床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額			宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定等に係る評価方法の欄及び認定申請に係る <u>共用部分を考慮した床面積の合計の欄</u> に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
備考			備考		
1 略			1 略		
2 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第55条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る <u>建築物の部分の床面積の合計</u> に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。別表第			2 「 <u>共用部分を考慮した床面積</u> 」とは、共同住宅又は複合建築物（共同住宅とみなす部分を有するものに限る。）の全ての部分が認定等の申請に係る部分であって法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に基づく住宅部分の設計一次エネルギー消費量に当該住宅部分の共用部分に係る設計一次エネルギー消費量を含まないものについては、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積をいう。別表第2の1.1において同じ。		
2 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第55条第1項の変更の認定（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。別表第			3 「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の <u>共用部分を考慮した床面積の合計</u> をいう。ただし、法第55条第1項の変更の認定（認定等に係る建築物の部分の <u>共用部分を考慮した床面積の合計</u> の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の <u>共用部分を考慮した床面積の合計</u> に、当該増加に係る部分以外の部分の <u>共用部分を考慮した床面積</u>		

新				旧					
<p><u>2の11</u>において同じ。</p> <p><u>3～8</u> 略</p> <p>別表第2の11（第2条関係）</p>				<p>の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p><u>4～9</u> 略</p> <p>別表第2の11（第2条関係）</p>					
項	区分			手数料の額	項	区分			手数料の額
	変更の認定申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定申請に係る部分の床面積の合計			変更の認定申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定申請に係る部分の <u>共用部分</u> を考慮した床面積の合計	
(中略)				(中略)					
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定申請に係る	4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定申請に係る部分の <u>共用部分</u> を考慮した床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変

新			旧		
		部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額			更の認定申請に係る部分の共用部分を考慮した床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
別表第2の16（第2条関係）			別表第2の16（第2条関係）		
略			略		
備考			備考		
<p>1 「共用部分を考慮した床面積」とは、共同住宅又は複合建築物（共同住宅とみなす部分を有するものに限る。）の全ての部分が認定等の申請に係る部分であって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロに規定する誘導設計一次エネルギー消費量が同省令第13条第3項第2号の数値によるものについては、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積をいう。別表第2の17において同じ。</p> <p>2～8 略</p>			<p>1 「共用部分を考慮した床面積」とは、共同住宅又は複合建築物（共同住宅とみなす部分を有するものに限る。）の全ての部分が認定等の申請に係る部分であって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量が同項第2号の数値によるものについては、当該認定等の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積をいう。別表第2の17において同じ。</p> <p>2～8 略</p>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 90 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の一部改正により、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）における犬の鑑札の交付に係る特例が設けられたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例（案）

和泉市手数料条例（昭和31年和泉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p>(22) 犬の登録 (<u>動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により当該犬の登録の申請及び鑑札の交付があったものとみなされる場合を除く。)</u></p> <p>1頭につき3,000円</p> <p>(23)～(42) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(21) 略</p> <p>(22) 犬の登録 1頭につき3,000円</p> <p>(23)～(42) 略</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。